

① 申告と税額について

Q 1 世田谷区は住民税が高いと聞きましたが、本当ですか？

A 1 住民税は均等割額と所得割額の合計額ですが、それぞれの税率は法律に基づいており、原則としてどの区市町村でも同じです。税金が高くなるのは世田谷区に住んでいるからではなく、前年に比べて所得が増えたり、所得控除の額が減ったりしたことによります。

Q 2 私は区役所で2月に申告しましたが、住民税の納税通知書がまだ届きません。どうしてですか？

A 2 提出いただいた申告書等に基づき税額を計算した結果、非課税となる場合があります。
世田谷区では、非課税の方へは納税通知書をお送りしていません。
(ご質問の方も非課税に該当したと思われます。) ……10頁参照

Q 3 自分で区役所に申告をしなくてよい場合はありますか？

A 3 次のいずれかに該当する方は申告をする必要がありません。 ……11頁参照

- ①令和5年分の所得税(国税)の確定申告をした方
- ②令和5年分の所得が給与収入のみで、勤務先から世田谷区に給与支払報告書が提出されている方(給与支払報告書が提出されているかどうかは、勤務先の給与担当者にお問い合わせください。)
- ③令和5年分の所得が公的年金等の収入による雑所得のみで、「公的年金等の源泉徴収票」に記載されている控除に変更・追加のない方

Q 4 公的年金の収入が400万円以下のため、確定申告はしなくてよいのですが、住民税の申告はするのですか？

A 4 「公的年金等の源泉徴収票」に記載されている控除以外の控除を申請する方、もしくは、公的年金以外に所得がある方は、住民税の申告が必要です。 ……13頁参照

Q 5 令和5年5月にふるさと納税の寄附をしました。どのような手続きを行えば良いのですか？

A 5 所得税の確定申告書に受領書を添付し、管轄の税務署(80頁)へ提出してください。その際、確定申告書第二表の「住民税・事業税に関する事項」の「都道府県、市区町村への寄附」欄に寄附金額を記入してください。 ……73頁参照

※確定申告をしない方でふるさと納税の寄附先が5か所以内の方はふるさと納税ワンストップ特例制度をご利用いただけます。 ……46,47頁参照

② 会社員と税金について

Q 6 私はサラリーマンなので住民税は給料から差引きされています。しかし、今回、普通徴収の通知が届きました。二重に課税されているのではないですか？

A 6 給与以外に所得（配当・不動産等）がある方は、給与と他の所得を合算して年税額を計算し、給与のみで計算した特別徴収分を差引いて、その差額分である普通徴収の納税通知書をご本人にお送りしています。なお、ご本人の希望により、給与からの差引きに変更・合算することは可能です。納期限前までに課税課へご連絡ください。

また、確定申告書で給与以外の所得分の住民税の納付については徴収方法の選択ができます。
…73頁⑤参照

Q 7 私の勤めていた会社は昨年11月に倒産し、失業中です。現在失業保険で生活しています。今の状況で実際納めることはできないので、何か方法はないでしょうか？

A 7 納税通知書による税額は、昨年の収入により確定したものです。そのため、現在失業等の理由により収入が少なくても課税されます。しかし、納税が困難な方には、納付相談を受けています。相談を希望される方は、納期限までに納税課までお問い合わせください。

③ パート収入やアルバイト収入のある方について

Q 8 パートやアルバイトの収入の場合、いくらから税金がかかりますか？

A 8 パートやアルバイトをされている方の収入には、住民税は給与収入が100万円以下、所得税は103万円以下であれば税金かかりません。
…10頁参照

Q 9 妻がパートで働いています。妻がパートやアルバイトで得た給与等の収入金額によって、受けられる控除や控除額は変わりますか？

A 9 配偶者控除・配偶者特別控除を受けようとする場合は、下記2つの所得から、控除の適用可否、控除額が決まります。

①配偶者のパート収入やアルバイト収入から計算される合計所得金額

②納税者本人の合計所得金額

…34頁参照



④ 年金について

Q10 私は年齢が70歳、単身の年金受給者です。収入は年金のみです。年金がいくらまでなら住民税は非課税になりますか？

A10 65歳以上（昭和34年1月1日以前生まれ）の方は、前年の年金収入が155万円（合計所得金額が45万円）以下の場合、非課税となります。

なお、単身で65歳未満（昭和34年1月2日以降生まれ）の年金受給者の方は、年金収入が105万円以下の場合、非課税となります。

Q11 遺族年金は課税されますか？

A11 課税されません。住民税と所得税は通常すべての所得について課税されますが、公益上または政策上の理由から、あるいは税負担能力が薄弱であることなどの理由によりある特定の所得については課税されません。

遺族年金、障害年金、福祉年金、雇用保険の失業給付、通勤手当の一定額などは、課税されません。 ……10頁参照

このような収入のみの方は、区民税の申告をお勧めします。 ……11頁参照

⑤ 世田谷区から転出された方について

Q12 私は、8月に世田谷区から引っ越しました。世田谷区に住民税を1期分納めたので残りの納付書は捨ててよいのでしょうか？

A12 住民税は1月1日現在の住所地で課税します。課税した年税額を4回に分けて納めていただきます。したがって、残りの2、3、4期分も世田谷区に納めていただくことになります。その年度分は他の区市町村から二重に課税されることはありません。

Q13 私は、令和5年11月に海外に転出しました。令和6年度も住民税は課税されるのですか？

A13 令和6年度住民税の賦課期日の令和6年1月1日に、生活の本拠となる住所がありませんので、原則、令和6年度住民税は課税されません。

ただし、出国期間、目的、居住等の状況から生活の本拠が世田谷区にあると実質的に判断できる方は、課税されます。詳しくは、課税課（78頁参照）にお問い合わせください。

Q14 私と家族は、今年の3月から長期にわたり海外に行くことになりました。住民税はどのように納めればよいのでしょうか？

A14 住民税は1月1日現在の住所地で課税されますので、1月2日以降国外に転出した場合でも納めていただくことになります。原則としてご本人に代わって納税していただく「納税管理人」を定めて、「納税管理人申告書」を提出してください。詳しくは、課税課（78頁参照）にお問い合わせください。

⑥ 亡くなられた方の住民税について



Q15 夫は今年の2月に亡くなりましたが、妻の私に納税義務があるのでしょうか？

A15 住民税は1月1日を基準として課税されます。1月2日以降死亡された方でも納税義務があり、財産を相続した方が「相続人」として納税の義務を負うことになります。また、複数の相続人がいる場合は代表者を指定する届を提出し、納税していただきます。

ただし、相続の権利をすべて放棄した場合、納税義務はありませんので、放棄した旨を課税課までご連絡のうえ、必要書類のご提出をお願いします。

Q16 亡くなった夫の住民税を、相続人である妻の口座から口座振替できますか？

A16 亡くなられた方の住民税は口座振替できません。相続人あてにお送りする納付書で納付してください。

⑦ 令和6年度税制改正による住民税の定額減税について

Q17 住民税の定額減税はどのような仕組みですか？

A17 賃金上昇が物価高に追いついていない国民の負担を緩和するため、デフレ脱却のための一時的な措置として、令和6年度分の住民税について、定額減税が実施されることになりました。

令和6年度分の個人住民税所得割の額から、納税者及び控除対象配偶者(※1)を含めた扶養家族1人につき、1万円の減税を行います(納税者の合計所得金額が1,805万円超の方や均等割のみの方は対象外となり、所得割額が1万円以下の方は所得割額相当分のみの減税となります)。住民税が普通徴収の方は、第1期分の税額から控除します。第1期分から控除しきれない場合は、第2期分以降の納付額から、順次控除します。

特別徴収(給与から差引き)の方は、6月分の徴収は行わず、控除後の金額を7月分以降から納めていただきます(※2)。年金から差引きされている方は、令和6年10月1日以後最初に厚生労働大臣等から支払を受ける公的年金等から控除されます。

控除しきれない部分は、以後令和6年度中に特別徴収される各月分特別徴収税額から、順次控除します。

(※1)控除対象配偶者を除く同一生計配偶者(国外居住者を除く)については、令和7年度分の所得割額から1万円を控除します。

(※2)定額減税対象外の方は、従来どおり令和6年6月分から特別徴収します。

なお、定額減税の計算方法は以下のとおりです。

按分の計算式

$$\begin{array}{l} \text{定額減税額 (都)} = (1\text{万円} \times \text{人数}) \times \frac{\text{所得割額 (都)}}{\text{所得割額 (都)} + \text{所得割額 (区)}} \\ \text{定額減税額 (区)} = (1\text{万円} \times \text{人数}) - \text{定額減税額 (都)} \end{array}$$

(注) 1. 人数：納税者及び配偶者を含めた扶養親族(国外居住を除く)

2. 上記計算式の所得割額は定額減税前の所得割額

3. 減税は全ての控除を行った後の所得割額から実施します。

4. 寄付金の特例控除額の限度額は例年と同様の計算方法になります。

…44頁参照

5. 所得税の定額減税については、管轄の税務署にお問い合わせください。

…80頁参照

⑧ 税金の証明書について

▶ 課税証明書の発行

Q18 「課税証明書」が必要になったのですが、申告をしていないので、発行できないと言われました。どうしたらいいですか？

A18 「課税証明書」を発行するためには、住民税の申告をしていただき、それに基づいて課税、または、非課税の決定を行わなければなりません。すぐに申告してください。なお、課税証明書の発行は税額の計算等の事務処理が終わってからになります。

▶ 所得証明書の発行

Q19 資金の借入れのため「所得証明書」が必要です。「所得証明書」をとれますか？

A19 「所得証明書」という名称のものは交付していません。世田谷区では、「課税証明書」と「納税証明書」を発行しています。各種証明書には所得額が記載されているので、所得を証明するものとして使用できます。どちらが必要かは提出先にご確認ください。

▶ 課税証明書発行の委任

Q20 知人に頼まれて、「課税証明書」をとりにきましたが断られてしまいました。私は善意でしているのになぜですか？

A20 個人情報保護のため交付申請ができるのは本人に限られます。家族の方であっても(他人の場合はもちろん)本人に代わって交付申請をする場合は委任状(62頁参照)が必要です。必ず申請者が書いた委任状をご用意ください。

▶ 転入後の課税証明

Q21 世田谷区に最近転入してきましたが「課税証明書」はとれますか？

A21 住民税は、毎年1月1日現在住んでいる区市町村で課税されます。したがって1月2日以降に世田谷区に転入された方については、その年は世田谷区で課税されていないため証明書の発行はできません。1月1日現在住んでいた区市町村にお問い合わせください。令和4年1月1日～12月31日の所得に基づく税額の証明については、「令和5年度」と表示し、令和5年1月1日～12月31日の所得に基づく税額の証明については、「令和6年度」と表示して証明します。

▶ 納税証明書をすぐにとりたい

Q22 税金を納めてすぐに「納税証明書」をとりたいのですが、どうしたらいいですか？

A22 住民税を銀行などで納めていただくと、区役所で入金を確認できるまでに、3週間程度要します。すぐに「納税証明書」が必要な場合は、住民税の納税証明書の交付窓口(78、79頁参照)へ領収書をお持ちいただくか、納税課の窓口での証明書の申請と同時に納めてください。ただし、平日(月～金)のみ対応可能です。土曜開庁窓口では受付出来ません。

▶ 継続検査用軽自動車税(種別割)納税証明書の再発行

Q23 継続検査用の軽自動車税(種別割)納税証明書を紛失してしまいました。再発行できますか？

A23

- (1) 再発行できます。毎年、5月に送付している世田谷区軽自動車税(種別割)納税通知書兼領収証書について「軽自動車税(種別割)納税証明書」を紛失した場合、**軽自動車税(種別割)の納税証明書**の交付窓口(78、79頁参照)で「継続検査用納税証明書」の交付を申請してください。出張所では軽自動車税(種別割)の納税証明書を交付しておりませんので、ご注意ください。
- (2) また、4月2日以降、区外から転入してきて、住所変更を関係機関で手続き済みの場合、世田谷区で発行する納税証明書がないと車検が受けられません。納税証明書が必要な方は、納税課収納・税証明係へご相談ください。 ……78 頁参照

⑨ ふるさと納税について

Q24 世田谷区民でも世田谷区に対して「ふるさと納税」はできますか？

A24 世田谷区在住の方が世田谷区に対して寄附を行う場合も控除の対象となります。寄附金額のうち、適用下限2,000円を超える部分について一定金額を限度として、住民税、所得税の控除が受けられます。寄附金控除を受けるには、確定申告を行っていただくか、申告特例申請書を提出していただく必要があります(44～47頁参照)。
※世田谷区への寄附金に関するお問い合わせ先は74頁参照。また、区のホームページ「区へのふるさと納税のご案内」からも詳細をご確認いただけます。

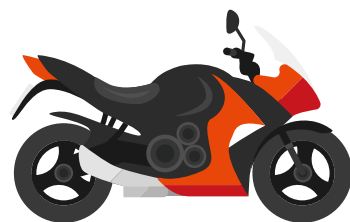
⑩ 軽自動車税(種別割)について

▶ 壊れたオートバイの処分

Q25 オートバイが壊れたので処分したいと思います。どこか引き取ってくれるところがありますか？

A25 まず、オートバイの廃車手続きを、区役所課税課管理係、東京運輸支局（排気量によって窓口が違います）で済ませてから、オートバイ販売小売店、古物商、オートバイのメーカー、あるいは、二輪車リサイクルコールセンター（050-3000-0727）のいずれかに連絡をして、処分してもらってください。（粗大ごみとしては出せません）

◎二輪車リサイクルシステムを利用して車両を廃棄する場合は、リサイクル料金の負担がありません。



▶ 身体障害者の方などの軽自動車税(種別割)減免

Q26 減免申請に必要な書類を教えてください。

A26 新規申請の場合、減免申請書、運転免許証の写し、障害者手帳等の写し（納税義務者と障害者が同一人である場合は省略可能な場合あり）、納税通知書、納税義務者のマイナンバーが確認できる書類が必要です。

納税通知書発付（5月11日頃）から納期限までに課税課の窓口または郵送（78頁参照）にてご申請ください。なお、申請は年度ごとに必要です。

Q27 私は去年、軽自動車税(種別割)の減免が承認されましたが、その後、運転免許証や障害者手帳等の更新をしました。今年度減免の申請をする際、それらの写しの添付は省略できますか？

A27 運転免許証や障害者手帳等の更新をされた方は、写しを添付していただくようお願いいたします。

▶ 原動機付自転車(原付バイク)の盗難

Q28 私の持っていた原付バイクが盗まれたのですが、どのような手続きが必要ですか？

A28 盗難にあったら、必ず警察署に盗難届を出し、原動機付自転車の廃車窓口(78、79頁参照)で廃車手続きをしてください。(警察署に盗難届をお出しになったときに、盗難届を出した警察署名、届出年月日、盗難届の受理番号を控えておいてください。)

盗難の場合は、警察署に盗難届を出した日にさかのぼって廃車され、ナンバープレートの弁償金(200円)は、必要ありません。

盗難届を出さないで廃車届をお出しになる場合は、一般の廃車と同様に届出のあった日をもって廃車となり、ナンバープレートの弁償金(200円)が必要になります。

▶ 譲ったオートバイの廃車手続き

Q29 友達にオートバイを譲ったのですが、名義変更をしてくれず、連絡がとれません。私が廃車の手続きをすることはできますか？

A29

(1) 原動機付自転車の場合

お手元にナンバープレート・標識交付証明書がないときは、本人確認ができるもの(運転免許証など)・ナンバープレートの弁償金(200円)をご持参のうえ、原動機付自転車の廃車窓口へお越しください。…78、79頁参照

(2) 125ccを超えるオートバイの場合

手続き先は運輸支局(51頁)となりますが、ナンバープレートなどが無いと、廃車手続きができないことがあります。

運輸支局へ相談し廃車の手続きができなかった場合は、税金を止める手続きが必要となりますので、区役所課税課管理係(78 頁参照)へご相談ください。

みなさまからのお問い合わせが多い質問とその回答を世田谷区のホームページで調べることができます。

